

事務事業総点検に係る対応方針

健康部

所管部署	事務事業名	今後の方向性	具体的な取り組み内容	備考
健康総務課	福祉オンブズパーソン事業	改善	制度のさらなる周知を図るとともに、オンブズパーソン室の移転等を含めた、相談環境の整備・改善について検討を進める。	
健康総務課	保護司会運営補助事業(補)	改善	保護司が更生保護活動を円滑に行うための支援体制の強化を目的に、環境整備や改善に向けた検討を行う。	
健康総務課	民生委員児童委員協議会・日本赤十字社・共同募金事務補助事業	現状のまま継続	引き続き社会福祉協議会に対する補助を通し、社会福祉の増進に寄与する。	
健康総務課	民生委員研修事業	現状のまま継続	各地区で年1回以上の研修を実施するとともに、研修内容について精査する。	
健康総務課	保健福祉審議会運営事務	現状のまま継続	引き続き、市長の諮問に応じて「枚方市保健福祉審議会」を開催する。	
健康総務課	民生委員推薦会運営事務	現状のまま継続	欠員地域については校区コミュニティ協議会に働きかけ、欠員補充を依頼する。	
健康総務課	食育推進事業	現状のまま継続	引き続き食育の推進に取り組む。また、平成25年度以降の「食育推進計画」の策定に向けて、検討を進める。	
健康総務課	自殺予防対策事業	改善	自殺予防支援体制の強化を目的に、ゲートキーパー養成研修の実施や市民への啓発を行うとともに、電話相談支援事業体制の安定化に向けた検討・改善を行う。	
健康総務課	健康福祉フェスティバル開催事業	改善	「健康医療都市」を目指す取り組みの一環として、名称を「健康・医療・福祉フェスティバル」と変更するとともに、事業内容についても、新たに設立した「健康医療都市コンソーシアム」とも連携した取り組みを実施する。	平成25年度 二次対象事業
健康総務課	高度救命救急医療推進協議会負担金交付事業	改善	救急医療体制を総合的に維持・確保していく上で、高度救命救急医療体制の維持の支援のあり方について検討を行う。	
健康総務課	高度救命救急医療推進補助事業(補)	改善	救急医療体制を総合的に維持・確保していく上で、高度救命救急医療体制の維持の支援のあり方について、関係市との検討を行う。	

所管部署	事務事業名	今後の方向性	具体的な取り組み内容	備考
健康総務課	休日・土曜夜間急病診療事業	現状のまま継続	引き続き、実施していく。	
健康総務課	休日歯科急病診療運営補助事業	現状のまま継続	引き続き休日歯科診療所を補助し、歯科急病診療の需要に応える。	
健康総務課	救急医療経費等に対する負担金交付事業	現状のまま継続	一般会計からの繰出しの内容を精査し、適正な繰出しを行う。	
健康総務課	公立病院改革プラン評価委員会運営事業	現状のまま継続	定期的に委員会を開催し、市立枚方市民病院改革プランの進捗状況を点検・評価する。	
健康総務課	市立枚方市民病院事業会計に対する補助金及び出資金交付事業	現状のまま継続	一般会計からの繰出しの内容を精査し、適正な繰出しを行う。	
健康総務課	二次救急医療負担金交付事業	現状のまま継続	小児救急を含めた二次救急医療の充実に向けて北河内7市で検討していく。	
健康総務課	北河内夜間救急センター運営事業	現状のまま継続	北河内7市や医師会など関係機関が連携し、北河内夜間救急センターの適正な運営を行う。	
健康総務課	健康総務課運営事務	現状のまま継続	継続して運営事務及び庶務事務を遂行していく。	
健康総務課	ひらかた安心カプセル配布事業	改善	配布方法について検討・改善を行い、安心カプセルの啓発・推進を図る。	平成25年度 二次対象事業
健康総務課	ハンセン病問題解決に係る啓発事業	改善	より効果的に啓発が行えるような体制整備を行い、改善を図る。	
国民健康保険課	人間ドック費用助成事業	現状のまま継続	医療機関等を含めた、より一層の制度周知を図り、受診率向上に取り組む。	
国民健康保険課	特定健康診査・特定保健指導事業	改善	特定健診とがん検診の同時受診を検討の上、計画策定する。また特定健診未受診者に対する電話勧奨を行い、受診率向上を図る。	
国民健康保険課	国民健康保険特別会計繰出金事務	現状のまま継続	基準外繰入のルール化の検討については、国保財政の構造的な不安定性を踏まえ、今後の社会情勢や一般会計、国保特別会計の財政状況を勘案しながら、対応していきたい。	平成24年度 二次対象事業
国民健康保険課	国民健康保険運営協議会運営事務	現状のまま継続	今年度は、定例の8月および2月の協議会開催を予定。	

所管部署	事務事業名	今後の方向性	具体的な取り組み内容	備考
国民健康保険課	国民健康保険料賦課徴収事務	現状のまま継続	引き続き、資格証明書・短期被保険者証の活用や滞納処分の強化による収納率向上に努める。	
国民健康保険課	保健事業	改善	特定健康診査・保健指導事業との有機的連携を図り、医療費適正化や特定健康診査の受診率向上に向け、長期的な視点での取り組みを行っていく。	平成24年度 二次対象事業
国民健康保険課	保険給付事務	現状のまま継続	レセプト点検体制の充実・強化、より細かな医療費分析により、医療費の適正化に努める。	
国民健康保険課	国民健康保険課運営事務	現状のまま継続	効率的な事務執行を行う。	
後期高齢者医療課	老人保健医療給付事業	休・廃止	新たな受給者は発生せず事業は縮小。老人保健特別会計は平成22年度末で廃止、平成23年度から一般会計で予算計上。	
後期高齢者医療課	後期高齢者医療事業	現状のまま継続	現在行っている主な委託事業は、電算システムに係る保守・改修委託と被保険者全員を対象とする、年に一度の保険料決定通知の封入封緘委託である。そのうち、保険料決定通知に係る委託については、平成24年度の封入封緘件数が約3万6千件と膨大であることから、民間委託により効率化を図ることができ、今後も継続する。一方、新規被保険者などを対象とする保険料決定通知の月次処理では、直近の8月で876件、保険料滞納に係る督促状の件数が直近の8月で1123件であるため、当面、委託にはなじまないと考えられる。今後、処理件数が膨大な業務が発生する場合には委託の検討が必要である。	平成24年度 二次対象事業
後期高齢者医療課	後期高齢者医療広域連合負担金交付事業	現状のまま継続	国において、今後の高齢者医療制度について検討されているところであり、現行制度に則り、事務を施行するとともに、今後の動向を注視していく。	
後期高齢者医療課	後期高齢者医療特別会計繰出金事務	現状のまま継続	国において、今後の高齢者医療制度について検討されているところであり、現行制度に則り、事務を施行するとともに、今後の動向を注視していく。	
後期高齢者医療課	後期高齢者医療課運営事務	現状のまま継続	引き続き、課の庶務事務を執行する。	
年金児童手当課	国民年金事務	現状のまま継続	障害基礎年金に関する相談体制の充実を図る。	

所管部署	事務事業名	今後の方向性	具体的な取り組み内容	備考
年金児童手当課	子ども手当事務	現状のまま継続	今後、国の施策により制度の変更等が予測されるが、遅滞なく事務を執行していきたい。	
年金児童手当課	児童扶養手当事務	現状のまま継続	社会情勢等の変化に伴い、母子家庭等の生活や価値観が多様化している中、より適正な手当支給を目指したい。	
年金児童手当課	特別児童扶養手当事務	現状のまま継続	大阪府と連携をとり、申請受付時のチェックを徹底して迅速な事務を行っていききたい。	
年金児童手当課	年金児童手当課運営事務	現状のまま継続	新システムの導入や、児童手当の制度改正などに注意して事務を行っていく。	
年金児童手当課	児童手当事務	改善	平成23年度末の「子ども手当」の終了に伴う、「児童手当」への円滑な移行に向け、適正に事務を行っていききたい。	
医療助成課	心臓病児手術見舞金給付事業	現状のまま継続	現行制度を維持する。	
医療助成課	老人医療一部負担金相当額等一部助成事業(扶)	現状のまま継続	現行制度を維持する。	
医療助成課	ひとり親家庭医療費助成事業(扶)	現状のまま継続	現行制度を維持する。	
医療助成課	障害者医療費助成事業(扶)	現状のまま継続	現行制度を維持する。	
医療助成課	訪問看護基本利用料助成事業(扶)	現状のまま継続	現行制度を維持する。	
医療助成課	乳幼児医療費助成事業(扶)	改善	対象年齢拡大等検討していく。	
医療助成課	医療助成課運営事務	現状のまま継続	現状を維持する。	
医療助成課	乳幼児医療費助成事業年齢拡大事業	現状のまま継続	現行制度を維持する。	
保健センター	特定保健指導事業	現状のまま継続	PR方法の検討、未利用者への利用勧奨(電話勧奨等)を行う。	

所管部署	事務事業名	今後の方向性	具体的な取り組み内容	備考
保健センター	地域支援事業	改善	地域支援事業は、介護保険法に基づき65歳以上を対象とした事業であり、健康づくり推進事業は、健康増進法に基づき40歳以上64歳未満を対象とした事業であるため、対象別に実績報告が必要となり、事業自体の統合はできないが、全年齢を通じての健康増進を目指すという観点から運営上の統合・連携により効率化に努めている。今後はより多くの対象者が参加できるよう、更なる普及啓発及び内容の工夫等の改善を行う。	平成24年度 二次対象事業
保健センター	健康づくり推進事業	現状のまま継続	健康づくりボランティアのうち、健康づくり食生活改善協議会は、自立組織として活動している。健康リーダーは、地区担当保健師と共に、各地域において健康づくり活動を展開しており、今後、自立組織としての活動を視野に入れ、協働を進める。 地域支援事業は、介護保険法に基づき65歳以上を対象とした事業であり、健康づくり推進事業は、健康増進法に基づき40歳以上64歳未満を対象とした事業であるため、対象別に実績報告が必要となり、事業自体の統合はできないが、運営上の統合・連携により効率化に努めている。今後はより多くの対象者が参加できるよう、更なる普及啓発及び内容の工夫等の改善を行う。	平成24年度 二次対象事業
保健センター	成人保健事業	改善	がん検診の個別検診への集約化及び子宮頸がん検診の対象者拡大をはじめとした基盤整備に加え、周知方法の工夫等により、検診受診者及び利用者の増加をはかる。	平成25年度 二次対象事業
保健センター	保健センター維持管理事業	現状のまま継続	漏水、電気設備故障等については、その都度小規模修繕で対応していく。	
保健センター	予防接種事業	改善	定期予防接種の償還払いの導入及び不活化ポリオワクチンの円滑な移行。	
保健センター	妊産婦健康診査事業	改善	妊婦健康診査の公費助成においては、国及び府の助成平均額を下回っており、平成24年度中に、今後のあり方の検討を行う。	
保健センター	乳幼児健康診査事業	改善	平成24年4月から、2歳6か月児歯科健康診査において未受診者への家庭訪問を開始。他の健診については既に実施している。	
保健センター	母子保健事業	改善	平成24年4月より大阪府の母子保健に係る市町村事務移譲により、①低体重児の届出の受理②未熟児訪問指導(出生体重2001g～2500g未満の未熟児のうち医療的ハイリスクのない児を対象)を事業拡充。	
保健センター	保健センター運営事務	現状のまま継続	市民ニーズに対応し適正に事務事業を執行していく。また、車両整備、安全運転教育を推進していく。	